

令和6年度

中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)幹線管渠ほか空気弁点検業務

特記仕様書

公益財団法人三重県下水道公社

松阪浄化センター

第1章 総則

第1条 適用

この仕様書は、公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）幹線管渠ほか空気弁点検業務（以下「業務」という。）の履行に関し適用する。

第2条 通報等

- 1.受託者は、常に公社担当者と連絡の取れる体制を心掛けなければならない。
- 2.受託者は、第三者から通報・連絡等があった場合は、丁寧に対応し、その内容を速やかに公社担当者に報告しなければならない。

第3条 公社担当者の立会い

- 1.受託者は、公社担当者が立会いを指定した業務については、公社担当者の立会いを得て実施するものとする。
- 2.受託者は、業務実施にあたり公社担当者の立会いを必要と認めた時は、公社担当者に立会いを求めることができるものとする。

第4条 跡片付け

- 1.受託者は、業務が完了した時は、直ちに跡片付けおよび清掃等を行わなければならない。
- 2.業務が着手した日に完了しない時は、公社担当者に報告するとともに、他に危険が生じないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。

第5条 廃棄物、発生材の処理

- 1.受託者は、業務実施に伴って生ずる土砂、塵芥、アスファルト塊、汚泥、刈取った草木等の廃棄物をその責任において、関係法令を遵守し適切に処理するものとする。
なお、処理にあたっては、第三者に損害及び迷惑をかけないように十分注意しなければならない。
- 2.廃棄物、発生材は、原則としてその日のうちに処理するものとする。ただし、公社担当者と協議し承諾を得た場合は、後日処理、処分することができる。

第6条 交通規制

- 1.受託者は、業務実施にあたって交通規制を必要とする時は、あらかじめ公社担当者に申し出てその指示に従わなければならない。
- 2.業務実施にあたって交通に危険を及ぼす恐れがある時は、バリケード、保安ロープ、セフティーコーン、赤色灯、標識等によるほか、必要に応じて交通整理員を配置して交通の安全を確保しなければならない。
- 3.三重県公共工事共通仕様書の『道路工事現場における標示施設等の設置基準』に基づき標示板を設置しなければならない。

第7条 関係機関への手続き

受託者は、業務実施にあたって、公社担当者と協議を行い関係機関(道路管理者等)への手続き、もしくは手続きに必要となる資料の提出を速やかに行わなければならない。

第8条 提出書類

受託者は、業務の実施にあたって下記 1.2.の他、公社担当者の指示する書類を提出しなければならない。

1.業務計画書

受託者は、業務着手に先立ち契約書に基づいて提出した業務履行工程表により現地調査を行い、業務実施上の問題点、工程等について公社担当者と十分協議を行い、ア.～シ.を記載した業務計画書を作成し、公社担当者に提出しなければならない。

ただし、公社担当者の指示又は承諾により記載内容を含め一部を省略することができる。

ア.業務概要

イ.全体工程表

ウ.個別工程表

エ.業務組織表

オ.業務実施方法（作業実施要領書含む）

カ.施工管理計画（基準値、管理値の記載含む）

キ.作業用機（計）器材の一覧表

ク.安全管理（人孔内、高所、道路上作業時など）

ケ.緊急時の体制及び対応

コ.交通管理

サ.作業環境の整備（仮設計画など）

シ.その他必要なもの

- (1)受託者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工程に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
- (2)公社担当者が項目、内容その他について補足を求めた場合には、追記した業務計画書を提出しなければならない。

2.業務報告書

受託者は、全ての業務終了後速やかに、次の内容を記載した書類を提出するものとする。

ア.点検記録報告書

- (1)空気弁の外観等の点検を実施し、異常の確認を行う。点検後チェックシート（別紙1）に記入するなど、点検記録を提出するものとする。
- (2)測定値は、施工計画に記載の基準値、管理値と比較考察を行うものとする。
又、経年比較(設置(新設)時、前年度、前々年度と)も併せて行うこととする。
なお、これらの比較検討値は、できうる限り図表等を用いて行うこととする。
- (3)不良部分については、応急措置について記載するとともに、原因の分析及び修理または改良について提案の提出を行うものとする。
なお、その状態を写した写真を添付するものとする。
- (4)業務に対して総括所見を提出する。
- (5)上記点検結果をとりまとめて報告書として2部を提出するものとする。

イ.日報

- (1)日報（様式は、任意書式で可）を作成整備し、公社担当者の求めがあった場合には必要に応じて提出するものとする。

ウ.点検写真

- (1)点検作業状況を各工種毎に撮影し、内容等を記入の上アルバムに整理し2部提出するものとする。
写真は、履行場所及び規模が判別できるものとし、同一位置から業務の着手前、作業中及び完了後撮影したものとする。

エ.酸素・硫化水素・可燃ガス・一酸化炭素濃度測定記録票（別紙２）

人孔内作業前後で、有毒ガス濃度を測定・記録すること。

また、人孔内作業の作業責任者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者とすること。

第9条 履行確認

1.受託者は、業務完了後、業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

業務完了の報告書提出期限は令和7年2月14日とする。

2.受託者は、業務完了報告書を委託者に提出する際には、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1)すべての現場業務が完了していること。

(2)義務付けられていた報告書等の資料の整備がすべて完了していること。

第10条 業務履行及び管理

1.受託者は、業務履行にあたっては業務計画書を遵守し、業務を誠実に実行するものとする。

2.受託者の作業時間は、次のとおりとする。

原則として祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

ただし、これ以外の時間に作業を行う場合にあつては、発注者と別途協議して作業時間を定めることができる。また、幹線管渠、ポンプ場及び処理場の運用上、必要に応じて作業時間を指定する場合にあつても同様とする。

3.受託者は、業務実施にあたり常にその機器の目的、性能を把握し操作、点検調整を確実に実施できる熟練した技術者及び作業者を派遣し、責任もてる体制で業務を実施するものとする。

4.受託者は、工程表に示された業務量に対し十分対応できる機械器具を準備し、作業を行うものとするが、作業上、発注者が所有する特殊工具、機械器具等を使用する必要がある場合、発注者はこれを認め、使用することを拒まないものとする。
なお、公社担当者が不相当と認めた機械器具類は使用してはならない。

5.受託者は、業務実施中において当該設備に障害等を発見(生)したときは、ただちに公社担当者員に発生原因及び経過等の内容について報告し、次の処置を行わなければならない

ないものとする。

(1)本業務に起因して、発注者の構造物及び機器等に損傷等を与えた場合は、受託者の負担で発注者の指示に従い修理又は取替えを行うものとする。

(2)本業務に関わる機器の点検結果、補修、修繕の必要ある機器等を発見したときは、公社担当者が別途指示するが、軽微(補修塗装を含む)なものについては受託者の負担で実施するものとする。

(3)本業務に関わりのない機器等で障害等を発見したときは、公社担当者の指示を仰ぐものとする。

6.受託者は、既設構造物を汚損又はこれらに損傷を与える恐れがある時は、適切な養生を行うものとする。

7.受託者は、常に作業環境の整備を行い、作業現場内及び公衆の出入りする場所での作業については周囲に不快感を与えないよう整理整頓し清潔に保たなければならない。

8.受託者は、業務の遂行上、必要な仮設備を発注者の承認を得て施設するものとする。

9.他業務との調整

別途他の業務、工事等が施行される場合は、受注者はその業務関係者等と強調を図り、全ての業務、工事等が円滑に行われるよう協力するものとする。

第11条 工程管理

1.業務進捗は、提出した業務計画書によるが、受託者は、常に稼働する設備の作業にあたっては支障となる時間の短縮に努めるよう心掛けなければならない。

2.受託者は、一旦提出した業務計画書であっても、業務中において発注者の事情等により、やむを得ず作業の一部を中断、延期させることがあっても、受託者はこれに対して異議の申し立て又は損害の請求をすることが出来ないものとする。

3.受託者は、作業に先立ち当日の作業方法及び予定を、また、翌日以降の作業予定及び作業予定人員等について適宜、公社担当者に連絡、調整、報告等をし、必要に応じて工程会議を開くものとする。

第12条 安全管理

- 1.車両、重機その他作業機器は使用に先立って始業点検を行い、安全を確認した上で使用するものとする。
- 2.作業責任者(又は資格の必要作業工程についての有資格者も含む)は、ヘルメット・腕章等で資格表示を行って作業にあたるものとする。
なお、作業責任者は業務計画書等であらかじめ発注者に報告された者とする。
- 3.業務統括責任者は常に作業員に対し作業指揮はもとより、作業態度、服装、安全具の使用等の指揮監督を行うものとする。
なお、業務統括責任者が現場を離れるときは、常に所在場所を明らかにしておくとともに、代行者を指定しなければならない。
- 4.受託者は、高所作業又は高、低圧充電部に近接して業務を行う場合は、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置等について常に公社担当者と協議を密にし、必ず安全具、保護具を使用し作業を行うものとする。
- 5.受託者は、作業に先立ち、下記事項等について公社担当者と協議し必要により標示等の処置を行うものとする。

(1)バルブ類の操作禁止標示

(2)作業区域標示と立入り禁止処置等

(3)機器の取り扱い注意標示

(4)危険物標示

(5)その他必要なもの

第13条 点検部品等について

点検において必要とされる消耗品雑材料及び軽微な部品等は、原則として受託者の負担において用意するものとする。

第14条 業務用電力

本業務に必要な電源は、受託者の負担において準備すること。

第15条 図面等の閲覧

受託者は、発注者が所有する図面(取扱説明書を含む)を、本業務に関係する範囲に限り閲覧できるものとする。

なお、閲覧図書は、本業務以外に使用してはならない。

第16条 保証

1.次回点検において、明らかに本業務に起因すると認められる異常及び不具合が発見された場合、受託者の責任で修理するものとする。

第17条 補則

1.本仕様書に記載されていない事項であっても、機器の保全上当然必要と認められる軽易事項については、受託者の負担においてこれを施工しなければならない。

2.本仕様書は、一般的に記載したもので、業務の種別により一部該当しないものはこれを省略する。

第2章 空気弁点検業務

第1条 目的

中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)内29箇所(No.1～No.29)に空気弁と空気が管が設置されている。空気弁の役割は、主に圧送区間での水撃圧低減のための吸気と、側溝などを伏せ越す部分での排気であるが、空気弁等が正常に動作しているか確認を行うものである。

第2条 業務概要

空気弁 No.1～No.29(No.4 及び No.26 は空気が管)の外観、塗装、ポンプ連動による動作確認を実施する。ただし、空気弁 No.3、No.8、No.12、No.14～No.20、No.22～No.25、No.27～No.29 については内部点検及びパッキン等の消耗部品交換と空気が管の外観点検、清掃を実施する。

第3条 作業場所

本業務には、人孔内、高所、道路上での作業が含まれている。
該当箇所での施工については、下記事項に留意して実施すること。

1.人孔内作業

- (1)人孔内作業にあたっては、労働安全衛生法及び酸素欠乏症等防止規則を遵守し、あらかじめ有毒ガス等の発生に対し安全を確認した後作業を開始するものとする。
- (2)作業中は、人孔外に監視員を配置し、人孔内作業を監視するとともに開口部の保安等作業員と第三者の安全を図るものとする。また、必要に応じ人孔内作業員に対し保護具を使用させるものとする。

2.高所作業

高所作業にあたっては、作業期間中保護具、安全具を使用するとともに、監視員を配置し、作業員と第三者の安全を図るものとする。

3.道路上の作業

道路上で作業を実施する場合は、本特記仕様書の第1章 第6条及び第7条によるものとする。

第4条 その他留意点

- 1.業務終了後は速やかに作業日報を作成し、公社担当者が閲覧を求めた場合には、速やかに応じなければならない。
- 2.毎日の作業開始前と終了時に公社担当者又は浄化センター職員へ確認の電話連絡を行うこと。

第5条 空気弁、空気管点検仕様

1.空気弁点検仕様

(1)空気弁の内部点検、外観点検、清掃

空気弁の内部点検を行い(消耗部品の交換)、併せて外観点検、清掃等を実施のこと。

2.空気管点検仕様

(1)空気管の外観点検、清掃

空気管の状態の外観点検を行い、併せて蜘蛛の巣等の除去清掃を実施のこと。

3.特記事項

(1)マンホール内の簡易清掃は本業務に含む。

(2)空気弁等の点検に必要な足場、仮設も本業務に含むものとする。

(3)安全上必要なガス検知器などの計器類は受託者にて準備し、必要な資格を有する者を配置すること。

(4)No.2の三重硝子駐車場内にある人孔に設置されている空気弁の点検にあたっては、酸欠や有毒ガス(特に硫化水素)の発生に十分注意すること。

(5)点検に必要な仮設(吊り足場など)の設置及び撤去も本業務に含む。